

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日本協議委員会（協議委設置関係）(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会, 対沖縄援助, 閣議請議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710</a>

重要案件心理月報 (昭和三年十月分)

極秘  
部内  
号

昭和39年5月10日

控  
仲  
池  
規

# アジア局重要懸案処理月報

第 58 号

(昭和39年4月分)

垂 総
B (64)
5

アジア局総務参事官室

(41)

目 次

○アジア局総務参事官室

沖縄援助に関する日米折衝

本月報は本省幹部並びに主要在外公館長に対し特に重要な懸案の処理状況につき実情を総体的に通報し、外交全般の推進に資することを第一眼目として作成したもので、自ら内容も外交交渉上の高度な極秘事項にわたっている点も少くない次第である。ついては、本月報の取扱及び保管については特段の御配慮あるようお願いする。

昭和39年5月10日

アジア局総務参事官

沖縄援助問題に関する日米折衝（カ53号参照）

昭和37年11月、ライシャワー在京米大使より大平外務大臣に対して提案のあつた沖縄の経済開発を増進するための援助供与についての取極案は、その前文において沖縄援助のための日米間の協力について基本方針をうたい、各項において東京に設置される「協議委員会」及び那覇に設置される「技術委員会」の構成と機能を定めるものであつた。

わが方は、これを慎重に検討した結果、両委員会の設置については原則的に同意したが、協議委員会のメンバーとして、日本側首席代表である外務大臣のほか、総理府総務長官を加えることとしたい旨を米側に提示した。

しかるところ、本取極の骨子である両委員会の構成権限についての日米双方の考え方の調整を行なうため及び公文案の各項の規定についても財政法補助金適正化法等国内法制上との関連において事務的に細部調整を行なう必要があつたので、本取極は長期交渉を余儀なくされたが、

本年4月20日、本件交換公文案及び同公文に関する合意議事録の案文に関し、日米間において合意をみるに至ったので、同年4月25日日本書簡の署名、交換を了し、協議委員会及び技術委員会がそれぞれ設置された。

本件取極めのための書簡を交換後、同日、カノ回の協議委員会を開催し、「琉球諸島に対する援助の供与についての日本国と合衆国との間の協力取極の実施のための手続」を採択した。

なお、前記交換公文の主な内容は次のとおり。

- (イ) 両政府は、琉球諸島に対する援助の供与について、引き続き協力する。日本政府の援助は、予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本の法令に従って行なう。
- (ロ) 協議委員会を設置する。同委員会は、日本側については外務大臣及び総理府総務長官、米側については駐日大使により構成される。同委員会は、琉球諸島に対する援助供与についての協力に関する両政府の政策調整を任務とする。

(ハ) 技術委員会を設置する。同委員会は、琉球諸島高等弁務官の代表者、総理府総務長官の指名する政府職員及び琉球政府行政主席又はその代表者により構成される。同委員会は、援助の実施に伴って生ずる問題の検討を任務とする。

(ニ) 日本政府が琉球政府に提供する資金により取得される器材及び施設、日本政府が供与する器材及び施設又は日本政府の琉球諸島における技術援助は、琉球政府が維持し、管理する。前記の器材及び施設に対する権原は、原則として琉球政府に帰属する。

なお、米側は、その返簡において、前記の了解事項を確認するとともに、米国政府は、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望する旨を述べて前述のケネディー声明を確認している。